

第3章

～計画の実現に向けて～

人と動物が健康で明るく共生する社会の実現に向けた役割分担

(1) 動物の飼い主、管理者（産業・実験動物）の役割

動物の飼い主または管理者は、動物が「命あるもの」であることを十分に認識して適正な飼養管理に努め、必要な措置を適切に実施し、動物に起因する危害や迷惑問題を防止するとともに動物の安全と健康を確保します。

(2) 県民の役割

動物の愛護や適正な飼養の推進に関し知識と理解を深めるよう努め、地域における動物愛護管理モラルの向上をめざして、飼い主のマナー向上や生活環境の保全に取り組み、「動物愛護管理モラルアップ地区」をめざします。

(3) 行政の役割

県および市町は、地域における動物の飼い主や住民に対する動物愛護管理の普及啓発を積極的に行うとともに、窓口を設置し、連携して自治会等の地域における活動を支援します。

県は、市町、関係機関・団体、ボランティアと緊密に連携し動物愛護管理推進体制を構築するとともに、計画の実施および進行管理を行います。

(4) 獣医師会等の団体および動物関連事業者の役割

獣医師会は、県・市町とともに計画の実施に協力します。獣医師会や各種団体は、飼い主への適正飼養やしつけについての助言や、子どもたちへの「動物は命あるもの」であることなどを普及する活動を通して、飼い主と一般県民との橋渡しの役割を担うとともに、動物由来感染症の正しい知識、情報を積極的に伝えます。動物取扱業者は、その業務を通じて動物の飼養希望者または飼養者に対して動物の飼養に関する正しい知識の提供と普及啓発に努め、この計画の推進に協力します。

動物病院などの動物関連事業者は地域における動物愛護活動に積極的に参画します。

具体的な数値目標について

この計画を推進することで達成をめざす数値目標は次のとおりです。

項目	平成29年度の達成目標数値
◇ 動物の不適正な飼養に起因する苦情件数を減らします。	450件以下
◇ 謾渡体制の強化により譨渡率の向上をめざします。	25%以上
◇ 動物の引取りの減少および譨渡率の向上により、動物の安楽死処分数を減らします。	1,000頭以下
◇ 動物愛護管理に関するボランティアを育成します。 《ボランティアの種類》 休日飼養ボランティア 幼若譨渡動物保育ボランティア 散歩等のお手伝いボランティア 子ども見守り隊	300人
◇ 優良飼い主を育成します。	優良飼い主養成講座受講者数および譨渡前講習受講者 延べ 10,000人
◇ 「動物愛護管理モラルアップ地区」を推進します。	「動物愛護管理モラルアップ地区」として紹介する自治会数 500地区

※譨渡率

$$\frac{\text{譨渡頭数}}{(\text{収容頭數} + \text{引取頭數}) - \text{返還頭數}} \times 100$$